



(8) 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進

公共下水道の整備については、事業の初年度という事情を勘案しても、全体的に事業進捗が遅れており、5か年計画の目標達成に向けて、今後、一層の整備の促進が必要である。

(9) 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進

合併処理浄化槽の整備については、山北町の市町村設置型による整備が20年度開始予定のため、進捗率は低いが、相模原市の個人設置型による整備事業(※)は順調に進んでいる。

※相模原市は平成21年度から市町村設置型による整備を進めている。

(10) 相模川水系流域環境共同調査の実施

本県の主要な水源である相模川上流は山梨県内にあることから、流域全体の環境保全を図るためには、県域を越えて上流域対策に取り組む必要がある。今後は調査結果をもとに、どのような対策が有効か検討する手順について準備を開始する必要がある。

(11) 水環境モニタリング調査の実施

森林のモニタリング調査について、今後は、長期的な施策効果を把握するため、森林の整備前後のデータを蓄積し、森林の水源かん養機能を検証することが課題である。
河川モニタリング調査について、今後は、長期的な施策効果を把握するため、既存の公共用水域の水質調査等も参考にしながら、解析・評価することが課題である。

(12) 県民参加による水源環境保全・再生の新たな仕組みづくり

県民参加の仕組みとして、有識者・関係団体・公募委員を構成員とする「水源環境保全・再生かながわ県民会議」を設置し、特定課題の検討を行う2つの専門委員会と、県民視点による広報や県民意見の集約を目指し、3つの作業チームを組織し、活発に活動した。



詳しくは

水源環境を守る市民活動について情報交換しませんか? ~市民事業交流会のお知らせ~

水源環境保全・再生に取り組む市民団体の方々による活動状況報告会と団体相互のネットワークづくりのための交流会を開催します。どなたでもご参加いただけます!

- 日時 11月6日(金) 13:30~16:30 (開場13:00)
- 場所 プロミティあつぎ8階
A・B会議室 定員先着60名
(厚木市中町4丁目16番21号)
- アクセス 本厚木駅北口 徒歩4分
- 内容 第1部 活動状況報告
第2部 グループワーク

**入場自由(無料)
ポスターセッションや補助金相談も随時実施!**



次回の県民会議は、11月26日(木) 14:00~16:00、場所は神奈川県庁新庁舎8階・第3会議室です。どなたでも傍聴できますので、ぜひお気軽にお越しください!

発行・編集 水源環境保全・再生かながわ県民会議
 問合せ 神奈川県 環境農政部 緑政課 水源環境調整班
 横浜市中区日本大通1 TEL (045)210-4324(直通)
 ホームページ かながわの水源環境の保全・再生をめざして
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/ryokusei/suigenkankyo/index.html>

皆さんのご意見・ご感想をお待ちしております

順調に進む県内ダム集水域の生活排水対策事業

~公共下水道整備と高度処理型浄化槽を県民会議委員がモニターしました~

相模湖、津久井湖では毎年アオコの発生がみられ、その原因の一つが生活排水由来の窒素、リンであるといわれています。そこで県内ダム集水域では、水源環境保全税の助成による公共下水道整備、高度処理型合併処理浄化槽整備が進められています。

下水道は、開削工法や交通に影響の少ない推進工法(シールド工法)により敷設されています。流入する汚水は、取水ぜきより下流の終末処理場へ送られて処理・放流されます。

一方、浄化槽は家庭ごとに処理を行い、処理水を近くの河川などへ放流するため、流量が確保され、生態系が保全されるメリットがあります。

今回モニターした相模原市では「下水道整備区域」の見直し作業を進めており、「浄化槽整備区域」を大幅に広げることで、事業費の削減(市の試算では下水道整備に比べ約2/5)、工期短縮を予定しており、「浄化槽整備区域」の拡大は大変評価できます。

※アオコ…植物プランクトンが異常発生した状態のこと
水道原水のカビ臭等の原因となる

〈モニター事業の概要〉

- モニター実施日 平成21年9月7日 月曜日
- モニター箇所
①相模原市津久井町根小屋
②相模原市津久井町長竹
- かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画での位置付け
①特別対策事業8「県内ダム集水域における公共下水道の整備促進」
②特別対策事業9「県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進」



シールド工法で下水管を敷設



浄化槽の説明を聞く県民会議委員



※水源環境保全・再生かながわ県民会議とは、水源環境保全税を使って行う施策に県民意見を反映させるために県が設置した組織です。一般県民・学識者など30名からなり、市民団体への支援や県民フォーラムの開催、事業モニターなどを実施しています。このニュースレターは、委員が現地に行き、県民の目線で事業をモニターした結果を、皆様に分かりやすくお伝えするものです。

下水道と高度処理浄化槽で水源への負荷を減らす

県内ダム集水域における公共下水道の整備促進

【ねらい】

富栄養化の状態にあるダム湖への生活排水の流入を抑制するため、県内ダム集水域の公共下水道整備を促進し、ダム湖水質の改善を目指す。

【概要】

県内ダム集水域の下水道計画区域において公共下水道の整備を促進する。このため相模原市の追加的な費用負担に対して県が交付金を交付する。



業者から下水道整備の説明を聞く

Q1. 「下水道整備区域」と「浄化槽整備区域」の区域割りは、どうやって決めているのですか？

A：家屋の所在状況などの地域特性や費用対効果等を勘案し、一定の基準に基づき決めています。

Q2. 県内ダム集水域における公共下水道の完成目標と現在の進捗状況はどうなっていますか。

A：完成目標は平成31年度です。平成20年度末現在の下水道普及率は43.4%で、平成23年度末59%を目標にしています。

（ここでいう下水道普及率は、下水道計画区域人口に対する処理区域人口の割合であり、通常使用される下水道普及率（行政人口に対する処理区域人口の割合）とは異なる）

県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進

【ねらい】

県内ダム集水域において、窒素・リンを除去する高度処理型浄化槽の導入を促進し、富栄養化の状態にあるダム湖水質の改善を目指す。

【概要】

県内ダム集水域の下水道計画区域外において、窒素・リン除去型の合併処理浄化槽の整備を推進する。このため相模原市が行う浄化槽の整備を県が交付金を交付して支援する。



高度処理型合併処理浄化槽

Q1. 下水道整備区域外では、市が高度処理型浄化槽を設置してくれるとのことですが。

A：浄化槽は市が設置し、維持管理も市が行います。設置時の個人負担は、浄化槽の規模に応じて支払う受益者負担金と浄化槽へのつなぎ込み費用となります。また、維持管理費の一部を負担していただくこととなります。

Q2. 通常の合併処理浄化槽と県内ダム集水域で設置する「高度処理型浄化槽」の違いを教えてください。

A：通常の合併処理浄化槽では、ほとんど除去できない窒素、リンを、バクテリアによる処理と、鉄板電極による化学分解で約80%除去します。

モニターのとめ

県内ダム集水域の生活排水対策事業として、「公共下水道整備事業」と「高度処理型浄化槽整備事業」の説明を受けた後、工事現場をモニターしました。完成目標は平成31年度ということですが、平成23年度末の目標の達成に向けて順調に進められていると感じました。

特に「下水道整備区域」を見直し、「浄化槽整備区域」に大きくシフトすることで、大幅な事業費削減（下水道整備の約2/5）、工期短縮ができるとの説明は印象に残りました。

水源地域での生活排水対策事業については地域住民への情報提供とともに、油や塩酸を含む洗剤、消毒剤などを流さない、合成洗剤の適量使用など、啓発活動が必要です。

生活排水対策事業は、その効果把握のためには適切な水質調査地点の決定、調査の実施が重要です。

また、津久井湖に流入する全窒素の約80%、全リンの約70%が生活排水以外に由来するとのデータ（※）がありますので、生活排水以外の汚濁負荷の削減をどうするかが問題です。湖水の浄化のため、現在稼働中の「エアレーション（ばっ気）装置」や植物による浄化対策の効果的な適用が期待されます。（高橋弘二）

※ 中央環境審議会 水環境部会 陸域環境基準専門委員会（第5回）資料

点検結果報告書の概要 ～その2～

点検結果報告書とは水源環境保全税を財源にして進めている12の特別対策事業の実施状況を県民会議が点検・評価し、平成21年3月に取りまとめたものです。前回に引き続き、今回は4番から12番事業を報告します。

12の特別対策事業

1	水源の森林づくり事業の推進
2	丹沢大山の保全・再生対策
3	溪畔林整備事業
④	間伐材の搬出促進
⑤	地域水源林整備の支援
⑥	河川・水路における自然浄化対策の推進
⑦	地下水保全対策の推進
⑧	県内ダム集水域における公共下水道の整備促進
⑨	県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進
⑩	相模川水系流域環境共同調査の実施
⑪	水環境モニタリング調査の実施
⑫	県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくり

（○印は今回取り上げた事業）

（4）間伐材の搬出促進

木材価格の低迷等に伴う林業不振の中、目標数量以上の間伐材を搬出することができたことは評価できる。



集積された木材（秦野市）

（5）地域水源林整備の支援



ボランティアの手で整備された雑木林（秦野市）

地域の水源林を市町村が公的に管理、整備する仕組みを導入したことは評価できる。今後は、市町村がこの制度を活用し、地域特性に応じて、ボランティアによる森林整備など多様な手法で整備を促進することに期待する。

（6）河川・水路における自然浄化対策の推進

整備手法については、効果を見定めながら、手法を再検討する必要がある。また、住民参加による維持管理や環境学習・教育の場となるような展開を期待する。



多自然護岸による河川整備（小田原市）

（7）地下水保全対策の推進



地下水のかん養林（座間市）

地下水を質・量とも保全していくことは重要であり、そのためには、地下水を主要な水道水源として利用している8地域（5市9町）すべてで、地下水保全計画を作成していくことが望ましい。